

第16回 鈴鹿市景観審議会 議事要約書

- 1 日時：令和5年1月23日（月）13時30分から14時45分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館6階 庁議室
- 3 出席者：
（景観審議会委員）
（会場出席）
岡本肇（会長）、藤枝律子（副会長）、内山安司、福嶋礼子、堀田長久、森日出子、山中智博、吉島隆子
（オンライン出席）
大井隆弘、小林由紀子、坂口博文、富本真理子
（鈴鹿市）
都市整備部長 今村隆之
都市整備部参事 伊藤実
都市計画課長 齋藤鎮伸
（事務局）
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、岩井佑樹
- 4 議題：
（1）諮問第1号 景観重要樹木の現状変更について
（2）報告事項第1号 鈴鹿市景観計画改定の進捗状況について
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍聴者：3名（会場傍聴1名、オンライン傍聴1名、報道1名）
- 7 議事録署名人：大井委員、小林委員
- 8 配布資料：第16回 鈴鹿市景観審議会 事項書
第16回 鈴鹿市景観審議会 議案書
景観重要樹木の現状変更について（諮問）
- 9 審議会の内容（要約）

事務局（課長）

それでは、只今から第16回鈴鹿市景観審議会を開催します。委員の皆様におかれましては、年始のお忙しい折、当審議会に御出席を賜りありがとうございます。本日の審議会は、鈴鹿市景観審議会運営要領に基づき一部委員の方がオンラインでの参加となっていることを報告します。また、会場に御出席の委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用による会議進行に御協力願います。それでは初めに副市長から挨拶を申し上げます。

副市長

皆様、本日は、第16回鈴鹿市景観審議会に御出席いただきありがとうございます。また、日頃は、本市の景観行政を始め、市政各般にわたり格別の御理解御協力をいただき、深く感謝申し上げます。当審議会は、本市の景観計画に関する事項について審議いただく重要な審議会です。

本日の議題は、諮問させていただく案件が1件と報告事項が1件です。まず、諮問第1号の「景観重要樹木の現状変更について」ですが、本市では、三重県の天然記念物に指定されている「長太の大楠」を景観資源、景観まちづくりのシンボルとなるよう平成24年7月20日に県下で初めて景観重要樹木に指定しています。樹齢1000年を超えるとされるこの大楠は、地域のシンボリックな存在となっており、周辺の住民のみならず、市内外から大楠を見るために多くの人を訪れます。この大楠が令和2年9月4日に落雷にあい、樹木の一部が枯死したため、文化財の維持・保全の業務を所管する文化財課が樹木医と対応について協議した結果、落下の可能性のある枝を切除することとなりました。しかし、景観重要樹木の現状変更に際しては、景観法に基づく許可が必要であり、また、鈴鹿市景観づくり条例に基づき景観審議会の意見を聴く必要もあることから本日ご審議をいただくこととなりました。

さらに、報告事項の1件は、「鈴鹿市景観計画改定の進捗報告」です。第15回景観審議会でも専門部会の設置を認めていただき、専門部会と協議を進めてきましたので、内容について報告します。

以上が本日の議題となります。皆様から貴重なご意見を頂戴したいと考えていますのでご審議の程、よろしく申し上げます。

事務局（課長）

申し訳ありませんが、副市長は他の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

（副市長退席後）

続いて、審議会委員の改選に伴い、書面にて会長及び副会長の互選を行った結果、会長は岡本委員に引き続きお願いすることとなりました。また、副会長は藤枝委員にお願いすることになりましたので、この場をお借りして報告します。本日は、改選後初めての審議会ですので、はじめに岡本会長、藤枝副会長に挨拶いただき、その後名簿の順で審議会委員を紹介するので、名前を読み上げたら挨拶をお願いします。

(会長及び副会長挨拶後、名簿により順次紹介)

続いて事務局を紹介します。

(事務局職員順次紹介)

配布資料の確認をお願いします。

- ・第16回鈴鹿市景観審議会 事項書
- ・第16回鈴鹿市景観審議会 議案書
- ・景観重要樹木の現状変更について(諮問)(A4 1枚)

ですが、過不足等はありませんか。資料の不備等がありましたら、事務局まで申し付けください。

議事に入る前に何点かお断りをします。まず、議事録作成のため録音します。議事録は要約記録とし、公開します。また、質疑応答の際は会長への呼びかけを行い、会長から指名を受けた後に発言してください。会場に出席の委員においては、席に設置のマイクの4番「要求」ボタンを押してから会長への呼びかけをお願いします。その後発言が終わったら、5番「終了」のボタンを押してください。

それでは、鈴鹿市景観審議会規則第3条第1項の規定に基づき、岡本会長、議事進行をお願いします。

議長(会長)

本日は、審議会委員12名中12名の委員に出席をいただき過半数に達しているため、鈴鹿市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会は成立していることを報告します。

また、本日の傍聴人は、一般傍聴が1名、オンライン傍聴が1名、報道が1名です。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。本日の議事録署名人は、大井委員と小林委員になります。大井委員と小林委員、よろしくお願いします。

それでは、手元の事項書に基づき進めます。議題(1)諮問第1号「景観重要樹木の現状変更について」説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問第1号「景観重要樹木の現状変更について」説明します。

鈴鹿市では、平成24年7月20日に景観まちづくりのシンボルとなるよう、南長太町の広大な田園の中にひととき大きくそびえ立つクスノキ(通称:長太の

大楠) を県下で初めて景観重要樹木に指定しました。指定された平成24年時点の値では、樹高26m、直径2.6m、枝張り東西30m、南北35mとかなり大きなクスノキで、樹齢は1000年を超えていると言われています。景観重要樹木に指定される前の昭和38年には、三重県の天然記念物にも指定され、地域のシンボリックな存在になっているこのクスノキを見るために、周辺にお住まいの市民のみならず、市内外からも多くの方が訪れています。

クスノキの現状ですが、常緑樹であるにもかかわらず葉は枯れ落ち、以前のような樹勢がないような状況となっています。多くの方がクスノキを見に訪れた際、木のすぐ近くで眺めていたため、木の周辺の地面が踏み固められ、根からの呼吸が困難になったことから、現在は木の周辺に立ち入り禁止の規制ロープが張られています。

その様な中、令和2年9月4日に落雷にあったことにより、樹木の一部が枯死し、枝が落下する可能性のある危険な状態となっています。現在、文化財の維持・保全業務を所管する文化財課が樹木医と対応について協議を行い、令和4年12月28日付け鈴文財第993号にて、文化財課から景観重要樹木に指定されているクスノキに関し、現状変更の許可申請書が提出されました。

景観重要樹木の現状変更に際しては、景観法第31条第1項の規定により、予め景観行政団体の長(=鈴鹿市長)の許可を受けなければならないとされ、また鈴鹿市景観づくり条例第15条第3項において、景観重要樹木の現状変更を行う際は、鈴鹿市景観審議会の意見を聴かなければならないとされているため、今回景観審議会に対し、景観重要樹木の現状変更についての意見を諮るものになります。

現状変更の内容は、落雷により枯れた枝のうち、落下の可能性のある部分を切除するというものです。枝先から概ね4m以内の範囲の必要な箇所に対し、高所クレーン車を使用しながら枝の切除を行い、最大で全体の約13%の枝が伐採される可能性があります。

作業は、関係部署との調整が完了し、景観重要樹木の変更許可が下り次第行われる予定です。枯死した枝は、放置すると落下の可能性が経年的に高まっていくことから、人命や個人の財産に被害を及ぼす前に対応しなければならず、現状変更は必要不可欠と考えます。

なお、現状変更後も、鈴鹿市景観計画に規定する「景観重要樹木の指定の方針」に掲げる項目を満たすと考えられることから、景観重要樹木の指定は継続したいと考えています。ただし、指定の方針の趣旨に鑑み、許可の際の条件として、「可能な範囲で枝を残し、地域の良好な景観の寄与に引き続き努めること」という事項を付与したいと考えています。

以上で諮問第1号 景観重要樹木の現状変更についての説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

福島委員

樹木医と対応を協議しているとのことであるが、樹木医は鈴鹿市近辺の方なのか。

事務局

樹木医は、十宮の方で、以前よりクスノキの維持管理の相談をしており、クスノキの事を熟知しています。

山中委員

スケジュールは、どのようになっているのか。また、伐採範囲について、最大で13%というところかなり大きな割合であると感じる。

事務局

このクスノキは、三重県の天然記念物でもありますので、そちらの変更の手続きも必要となります。現状変更に関し、関係部署との調整がすべて完了し、景観重要樹木の現状変更の許可が下り次第、作業は行われると聞いています。

また伐採範囲について、今回の現状変更は、地域のシンボルとなっているこのクスノキを残していくのに必要な措置と考えています。ただし、行政としても、樹勢は重要なものとして捉えていることから、「可能な範囲で枝を残し、地域の良好な景観の寄与に引き続き努めること。」という条件を付与した上で許可を考えています。

山中委員

私のところに付近の住民から、枯死して危険な状況ということであれば木を切るという選択肢も考えていいのではないかと、という声も上がっている。その一方で、樹勢を大事にする考えをお持ちの方々もお見えなので、特定の専門家だけでなく、周辺住民など幅広く意見を聴いたうえで、対応策を考えるのが望ましいのではないかと。

事務局

現状変更の作業自体は、文化財課が行いますので、文化財課に対し、景観審議会からそのような意見があったということは申し伝えます。

議長（会長）

意見等出尽くしたようですので、ここで意見をまとめたいと思います。令和4年12月28日付け鈴都計第1072号で諮問のあった諮問第1号「景観重要樹木の現状変更について」、本日審議したところ、「文化財課は改めて広く市民意見を聴取のうえ施工手法を決定するように努めること。」を付記し、当審議会の意見として、答申したいと思いますがいかがですか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。これで本日審議いただく諮問案件は終了しました。答申案を事務局に作成させますので、議題（2）の後に確認願います。

それでは、議題（2）報告事項第1号「鈴鹿市景観計画改定の進捗報告」について、事務局、説明をお願いします。

事務局

報告事項第1号「鈴鹿市景観計画改定の進捗報告について」説明します。

鈴鹿市では、景観に関わる総合的な計画である鈴鹿市景観計画を平成22年度から運用しています。令和5年度にこの計画が計画期間満了を迎えることから、改定に当たり、景観に関する専門的な見地から意見を求めるための組織として「鈴鹿市景観審議会専門部会」を審議会により設置していただき、専門部会に意見を伺いながら改定作業を進めています。今回の審議会では、過去2回開催された専門部会の内容を振り返りながら景観計画の改定作業の進捗報告を行います。

令和4年8月8日に第1回景観審議会専門部会が開催されました。第1回専門部会では、前回の景観計画の改定からの振り返りや行政の考える景観上の課題、計画の改定方針について議論してきました。時間の都合上、景観計画の改定に直接関係する内容に限定して説明します。

第1回専門部会では、行政が景観上の課題としてとらえている3つの事項について議論してきました。

1つ目は市街化調整区域での緑地の確保についてです。鈴鹿市では一定規模以上の建築物を新築する際、遵守事項として敷地に対して5%以上の緑化を求めています。市街化調整区域で建築する際は、農地転用を伴う場合が多く、例えば茶畑からの転用許可を受けた土地に対し、景観計画の遵守事項のためにサツキを植えさせるなどといった状況があります。十分な緑地が存在する市街化調整区域において、遵守事項のあり方を再検討する必要がある、ということを説明しました。

2つ目は建築物等の色彩の変更についてです。鈴鹿市では周辺景観への影響の大きさから、いわゆるアクセント色と呼ばれる彩度の高い色については、壁面の

10%までしか使用できないという制限を掛けています。また、建築物等の色彩の変更を行う際は、壁面の1/2(=50%)までは届出不要としています。そのため、現行の制度では、建築当初に使用可能なアクセント色(=壁面の10%)とあわせて、最大で壁面の60%までは届出をすることなくアクセント色を用いた色彩の変更を行うことができてしまいます。現在までこのような事例はないものの、十分な色彩のコントロールは出来ているとは言えない状況である、ということの説明をしました。

3つ目は太陽光発電施設設置に伴う森林伐採についてです。景観の届出制度では、景観法に定められた行為に加え、条例に規定することで7つの行為を届出対象行為に追加することが出来ます。このうち「木竹の植栽又は伐採」という行為を鈴鹿市では届出対象行為としていないため、森林伐採のみを行う太陽光発電施設の設置に対して、景観の施策として指導を行うことが出来ない状況である、ということの説明をしました。

また、これらの景観上の課題を踏まえて、5つの改定方針案を定めました。

- 1 前回の景観計画の改定から生じた景観を取り巻く環境の変化や社会動向に対応すべく、上位計画や関連計画と整合を図りながら時点修正を行います。
- 2 建築物の新築を行う際の適切な緑地のあり方について検討します。特に現時点で十分な緑地が存在する市街化調整区域内の行為の遵守事項(敷地に対し5%の緑地の確保)について、重点的に検討を進めていきます。
- 3 色彩の変更について、届出対象規模や届出対象行為について見直しを行い、周辺景観に大きな影響を及ぼす行為に対する行政の対応等について検討します。
- 4 樹木の伐採について、届出対象行為やその規模を検討します。
- 5 道伯地区地区別景観づくり計画について、他の住居系の地区別景観づくり計画の内容との整合を図るべく、内容を見直します。また、その他の地区別景観づくり計画においても、計画内容の適切なあり方を検討します。なお、こちらは鈴鹿市景観審議会審査部会で内容の検討をしていきます。

景観上の課題と景観計画の改定方針に対し、専門部会からは大きく分け、6つの意見が出ました。それぞれの意見とそれに対する事務局の回答は次のとおりです。

- 1 太陽光発電施設自体も届出対象行為とするなど、運用に関してもう少しルールを定めた方が良いのではないか。

という意見に対し、

太陽光パネル自体は概ね黒色の既製品であり、色の指導の必要性がないため、現在は届出対象としていません。ただし、今後起こりうる景観上のリスクに対応するため、景観計画にパネルの角度や高さについて言及がある先進自治体の事例を調査し、鈴鹿市の景観計画に採用するかの検証を行います。

という回答を行いました。

2 市街化調整区域の緑化については、ルールを細分化して運用を考えたほうが良い。

という意見に対し、

条件をどの程度まで細分化させるかについては、市民等に分かりやすい制度運用という視点も考えながら検討します。

という回答を行いました。

3 住居系の地区別景観づくり計画において、緑化は敷地の5%以上に行うという数字だけではなく、例えば道路沿いに緑化を施すなど質的な視点も必要である。

という意見に対し、

質的な視点については、引き続き景観協議の中で対応していきます。なお、5%の緑化を実施した住宅地でのアンケート結果において、概ね高評価であることから、5%の緑化については、引き続き運用を続けたいと思います。

という回答を行いました。

4 建築物等の色彩の変更は、本来の制度の趣旨に鑑み、適切に対応するのが望ましい。

という意見に対し、

県内の景観行政団体等の届出状況を調査し、対応策を検討します。

という回答を行いました。

5 歴史的まちなみの保全についても、景観の重要項目である。

という意見に対し、

「古き良きものを残す」という機運を高めるために地域景観資産制度は作られました。代替わりなどにより古くからの住宅の建て替えのニーズが高まる中、対象物が個人の所有物ということもあり、行政としては対応しづらい状況となっています。

という回答を行いました。

6 新しい観点での景観(古き良きものだけではない景観)をどの様に景観計画に盛り込むか検討する。

という意見に対し、

観光面では、モータースポーツのまちとして鈴鹿市を推しており、最近では「映(ば)える」という言葉も出てきている中、例えば、市の一部をカラフルにして若者が集まるような仕掛けをしてもいいのでは、という考えも出てきているため、時代に応じた修正を考えていきます。

という回答を行いました。以上が、第1回専門部会の振り返りになります。

続いて、第2回専門部会の内容を報告します。第2回専門部会では、改定作業

を進めるに当たり必要になる改定の検討方針について議論しました。第1回専門部会での景観上の課題や専門部会からの意見等を踏まえ、6つの項目（1全体を通しての改定、2太陽光発電施設、3市街化調整区域の緑地、4建築物の色彩の変更、5歴史的まちなみの保全、6新しい観点での景観）を改定の柱として、それぞれの事項に対して検討方針を定めました。

1 全体を通しての改定については、2つの検討方針を定めました。

①現景観計画を運用する中で、特に大きな問題点等が生じていないため、現計画をベースとしながら、関連計画や関係法令の改正、時代の潮流などに対応すべく、必要な箇所において内容を見直します。

②鈴鹿市都市マスタープラン及び鈴鹿市しあわせ環境基本計画の改定で実施したアンケートの結果から、景観に関する市民意向を把握して計画に反映します。

2 太陽光発電施設について、2つの検討方針を定めました。

①国の動向等に注視しつつ、庁内検討会議において各部署の意見を聴取し、景観における太陽光発電施設の適切なあり方を検討します。

②パネルの角度や高さの項目を景観計画に位置付けている先進自治体の調査を行い、景観計画への反映について検討します。

3 市街化調整区域の緑化については、2つの検討方針を定めました。

①現状の市内の緑地について調査を行い、市街化調整区域の緑化基準について検討します。

②鈴鹿市農業委員会等と農地のあり方について協議を行います。

4 建築物の色彩の変更については、2つの検討方針を定めました。

①県内の景観行政団体の届出状況の調査やコーポレートカラーについての社会ニーズを把握することにより、建築物の色彩の適切なあり方について検討を行います。

②周辺環境に対して悪影響を及ぼさないような色彩のコントロールの手法を調査・研究します

5 歴史的まちなみの保全について、2つの検討方針を定めました。

①鈴鹿市においても参考にできる施策がないか、歴史的まちなみ保全を行っている先進自治体の事例調査を行います。

②文化スポーツ部等と歴史的まちなみの保全の協議を行います。

6 新しい観点での景観について、3つの検討方針を定めました。

①景観づくりの目標にも定められている「景観の創造」にも目を向け、近隣の大学や高校との座談会、都市マスタープラン改定における市民ワーキング等を通じて、将来を担っていく世代の意見の聴取に努めます。

②景観づくりの先進事例を研究し、本市における新しい観点での景観づくり

を検討します。

③庁内検討会議において、新しい景観づくりにより生じるメリット、デメリットを精査しながら、新しい景観のあり方を検討します。

このような内容で、今後改定作業を進めていく予定です。またこれらの改定の検討方針に対し、専門部会からは大きく分け、4つの意見が出ました。

1 新しい景観については、戦略的に考えていく必要がある。

という意見に対し、

古き良きものを残すことと同様に、新しい景観を考えるうえでの大前提として、交流人口を増やすということを考えています。鈴鹿市には、人を集められるような古き良き地域資源が乏しい中、人を集める仕掛けの一例として、新しい景観でなにか掘り起こしをしたいと思っています。

という回答を行いました。

2 F1などの観光のつながりは、他市町などを含む様々な部署と連携を図りながら進めていくとよい。

という意見に対し、

イベントを盛り上げる1つのツールとして景観があると思っています。観光の部署等と連携しながら、景観という範疇で示すべきものとそれ以外で示すべきものを考えながら進めていこうと思います。

という回答を行いました。

3 コーポレートカラーについて、屋外広告物との最適な関係性を検討する。

という意見に対し、

企業ニーズを踏まえつつ、全国的にコーポレートカラーについて、どのような取扱いをしているかを調査します。また屋外広告物のルールを作る三重県と連携しながら、適切な景観のあり方を検討していきます。

という回答を行いました。

4 色彩の変更について、適切に検討を進める。

という意見に対し、

届出対象をどの様にするか、ということを中心に、適切な色彩の基準について考えていきます。

という回答を行いました。以上の説明を行った結果、行政が考える改定方針に賛同をいただきました。

最後に今後のスケジュールについて説明します。本日報告した内容を踏まえ、改定方針に基づく作業を進めていき、景観計画の改定素案が出来たら、第3回専門部会を開催します。その後、第4回専門部会では、それまでの意見を参考に、庁内の合意形成を図り作成した景観計画の改定案を示します。第4回専門部会での意見を踏まえて改定案を修正し、当該改定案を景観審議会で提示した後パブリ

ックコメントに移っていきます。パブリックコメントは1カ月程度行う予定で、このパブリックコメントで出た市民の意見を反映させたいうえで、景観計画の最終案を作成し、改めて専門部会と景観審議会に対して提示します。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら発言をお願いします。

小林委員

鈴鹿市景観計画ガイドラインP23に緑化の内容として、「樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮」という記載があるが、届出段階において更地になっている場合、この配慮を行うことが出来ないと思うが、どのように考えているか。

事務局

届出段階において更地に建築を行う場合や現況の一部に建築する場合など様々なパターンがあります。ガイドラインに記載している内容を理解し配慮いただけるよう、市民や建築士さんなどに啓発を行っている状況です。

小林委員

この対応について、市民や建築士だけでなく、土地の売買のタイミングで更地になることがあるので、不動産会社に対しても制度説明をしてはどうか。

事務局

樹木の保存に関しては、土地売買前の造成段階においても重要と考えますので、意見を参考にさせていただき、制度周知の対象範囲の検討を含め、啓発活動に努めます。

福嶋委員

太陽光発電施設について、パネルの角度や高さの項目を景観計画に位置付けている先進自治体の調査を行うとあるが、自然エネルギーの普及や山肌における森林伐採による眺望への影響、さらに山肌への設置による災害の誘発など色々な懸案事項があると思うので、まずは鈴鹿市として太陽光発電施設の取扱いをどの様に考えるかが重要であると考えます。

事務局

専門部会においても、太陽光発電施設については、色々なご意見をいただいています。現在先進自治体の調査と共に市民意向の把握など情報収集を行っているところです。今後収集した情報を基に庁内の関係課で構成される庁内検討会議において、景観として太陽光発電施設をどの様に考えていくかを議論すると共に、専門部会の委員の方々とも議論していき、方向性を検討していきたいと思っております。

富本委員

検討方針6に新しい景観の創造とあるが、具体的にどのような考えを持っているのか。

事務局

現時点では、まだ具体的な内容は決まっていない状況です。本市はモータースポーツ都市を宣言しているので、それに関連することなども考えられますし、現在 Instagram を活用して市内の景観について自分が良いと考えている写真を「自分だけの1コマ」として募集しています。この投稿において多くの方が同じ景観を投稿いただくということは、景観資産であるとも考えられます。今後、情報収集を行い、検討を進めたいと考えています。

大井委員

景観計画33、34Pに歴史的・文化的景観資源の項目があるが、文化的景観資源についての内容はあまりないように思える。例えば、茶園や棚田なども、人々が自然と共生してきた文化によるものであることから、それらについても、文化的な景観として捉えてもいいのではないかと。

事務局

鈴鹿市では、茶園のほか植木産業なども盛んで、それらの織り成す景観については、それぞれの地域特性に合った景観形成方針を定め、自然的景観という形で景観の保全に努めていますが、意見を参考にさせていただき、景観の保全について文化的景観という視点においても考えていこうと思っております。

福嶋委員

自身の仕事において、白砂青松の海辺の景観を気に入っている人の声をよく聞くし、海辺の映像についても送られてくることがあるので、海辺の景観についても、人々の癒しを生むような大切な景観であると思う。こちらの景観についても大事にしてほしい。

事務局

鈴鹿には、山あり川あり海ありと自然豊かな市であり、海辺の景観も重要なものと捉えています。現在実施している「自分だけの1コマ」でも海岸線で行われている漁業風景の投稿なども多く寄せられています。景観計画には、海岸部の景観形成方針も定めており、引き続き海辺景観の保全に努めていきます。

山中委員

その土地の歴史も景観における重要な要素だと思う。その土地に根付く歴史を読み解き、理解を深めることで、その土地に合ったより良い景観を築くことが出来るようになるのではないか。

事務局

その土地の歴史を理解することは、地域特性に沿った景観の形成のために、必要不可欠だと思っています。歴史的・文化的景観を含め、地域特性に沿った景観を次の世代に伝えていくためにどのようなことが出来るかを考えていきます。

議長（会長）

意見が出尽くしたようですので、ここで意見をまとめます。事務局から報告のあった景観計画改定の進捗については、作業を進める上で留意すべき事項の提言がつぎのとおりあった。

- ・太陽光発電施設については、鈴鹿市としての方向性を定める。
- ・文化的景観と海辺等の自然景観についても、積極的に景観の保全を図る。

それでは、この内容を踏まえて事務局には景観計画の改定作業を進めてもらいます。

事務局

議長、答申案が用意できました。

議長（会長）

答申案の配布をお願いします。

(答申案の確認)

議長（会長）

事務局からの答申案に対し、意見はありますか。

小林委員

山中委員の意見においては、専門家のみならず市民意見も聴いたうえで方針を決定するのが望ましい旨の内容であった。したがって、専門家という文言も追加した方がいいのではないか。

山中委員

専門家も広義で市民と捉えられることから、市民に専門家も包括して取り扱ってはどうか。

議長（会長）

それでは、市民という表現には専門家も包括するという事で答申することになります。

大井委員

内容的に、施行手法ではなく施工方法という表現が適切である。

事務局

修正します。

議長（会長）

ありがとうございます。では、今の意見を踏まえて市長に答申します。これで本日の議題は全て終了したので、進行を事務局に返します。

事務局

本日はありがとうございました。これで本日の審議会を終了します。

上記のとおり、第16回鈴鹿市景観審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 大井 隆弘【原本は自署】

署名人 小林 由紀子【原本は自署】